

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

(環境対策課)

二

訓 令 甲

○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

告 示

○昭和五十一年宮城県告示第九十二号(航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てる地域の指定)の一部改正

(環境対策課)

三

○昭和五十二年宮城県告示第三百八十七号(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てる地域の指定)の一部改正

(同)

三

○昭和五十三年宮城県告示第二百六十五号(道路交通振動規制の区域及び時間)の一部改正

(同)

三

○平成二十四年宮城県告示第三百十号(振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定)の一部改正

(同)

三

○平成二十四年宮城県告示第三百十二号(騒音に係る環境基準の地域の類型を当てる地域の指定)の一部改正

(同)

三

○平成二十七年宮城県告示第三百九十号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正

(同)

四

○平成二十七年宮城県告示第三百九十一号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正

(同)

四

○生活保護法による医療機関の指定

(社会福祉課)

四

ページ

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

(同)

四

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

(同)

四

○生活保護法による指定医療機関の休止の届出

(同)

四

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

五

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正(二件)

(農林水産経営支援課)

五

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)

(同)

六

○農業振興地域の一部の変更

(農業振興課)

六

○平成十八年宮城県告示第十七号(農業振興地域の指定)の一部改正

(同)

六

○農用地利用配分計画の認可の申請

(同)

六

○保安林の指定の解除の予定(二件)

(森林整備課)

七

○指定管理者の指定

(水産業基盤整備課)

七

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

七

○道路の供用開始(二件)

(同)

八

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

八

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

一一

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

一二

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)

(同)

一二

○都市計画事業の事業計画変更の認可(四件)

(下水道課)

一三

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

(会計課)

一四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(情報政策課)

一四

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

一六

○証票の無効

(選挙管理委員会)

一七

○公安委員会

(公安委員会)

一七

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

(同)

一七

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

(同)

一八

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

(同)

二二

宮城海区漁業調整委員会

○漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催

内水面漁場管理委員会

○コイヘルペスウイルス病に係る指示

一一三
一一三

規 則

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則（平成七年宮城県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号の表第一種区域の項中「及び第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、別表第二第五号の表第一種区域の項中「第二種低層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

別表第四の表第一種区域の項中「及び第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第四号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員（昭和五十三年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条第二項中「第五条の四」を「第五条の六」に改める。

別表第三第一号中「県政情報公開室」を「県政情報・文書課」に改め、同号の表中「室長」を「課

長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第五号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の五を第五条の七とし、第五条の四の次に次の二条を加える。

（時差勤務時間）

第五条の五 公務の能率の向上及び仕事と生活の調和を図るため、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員（別に定める職員、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、休憩時間変更職員及び早出遅出勤務職員を除く。）の勤務時間は、第五条第一項の規定にかかわらず、午前九時から午後五時四十五分までとすることができる。

2 通勤のため鉄道を利用することを常例とする職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、休憩時間変更職員及び早出遅出勤務職員を除く。）について、当該鉄道の運行時間の事情のため午前八時三十分開始することが著しい負担を伴うと認められる場合は、第五条第一項の規定にかかわらず、午前八時三十分から午後五時四十五分までの間で勤務時間を割り振ることができる。

3 前二項の規定の適用がある場合における勤務時間中に置く休憩時間については、第五条第二項の規定を準用する。

第五条の六 公務の能率の向上及び仕事と生活の調和を図るため、公務の運営に支障がないと認めるときは、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び休憩時間変更職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び休憩時間変更職員を除く。）の勤務時間は、第五条の二第二項及び第五条の三第一項の規定にかかわらず、午前九時から午後五時四十五分までの間で割り振ることができる。

2 通勤のため鉄道を利用することを常例とする育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び休憩時間変更職員について、勤務の開始を午前八時三十分として割り振る場合において、当該鉄道の運行時間の事情のため当該勤務時間の開始が著しい負担を伴うと認めるときは、第五条の二第二項及び第五条の三第一項の規定にかかわらず、午前八時三十分から午後五時四十五分までの間で勤務時間を割り振ることができる。

3 前二項の規定の適用がある場合における勤務時間中に置く休憩時間については、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては第五条の二第三項の規定を、休憩時間変更職員にあつては第五条の三第二項の規定を準用する。
附則第三項及び第四項を次のように改める。
(夏季における勤務時間の特例)

3 仕事と生活の調和の更なる推進を図るため、当分の間、夏季における職員(別に定める職員、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び早出遅出勤勤務職員を除く。)の勤務時間は、第五条第一項、第五条の三第一項、第五条の五第一項及び第二項並びに第五条の六第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる勤務の区分に応じ、同表の下欄に定めるとおりとすることができる。

勤務の区分	勤務時間
朝型勤務 A	午前七時三十分から午後四時十五分まで
朝型勤務 B	午前八時から午後四時四十五分まで

4 前項の規定の適用がある場合における勤務時間中に置く休憩時間については、職員(別に定める職員、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、休憩時間変更職員及び早出遅出勤勤務職員を除く。)にあつては第五条第二項の規定を、休憩時間変更職員にあつては第五条の三第二項の規定を準用する。
附則第五項から第十一項までを削る。
附則第十二項中「附則第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を附則第五項とする。

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百八十二号
昭和五十一年宮城県告示第百九十二号(航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
「及び第二種低層住居専用地域」を「第一種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、「第二種低層住居専用地域」の下に、「田園住居地域」を加える。

○宮城県告示第百八十三号
昭和五十二年宮城県告示第百八十七号(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地域の類型及び類型をあてはめる地域の表 I の項中「第二種低層住居専用地域」の下に、「田園住居地域」を加える。

○宮城県告示第百八十四号

昭和五十三年宮城県告示第百六十五号(道路交通振動規制の区域及び時間)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「第二種低層住居専用地域」の下に、「田園住居地域」を加える。

○宮城県告示第百八十五号

平成二十四年宮城県告示第百三十号(振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「第二種低層住居専用地域」の下に、「田園住居地域」を加える。

○宮城県告示第百八十六号

平成二十四年宮城県告示第百三十二号(騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地域の類型及び地域の類型を当てはめる地域の表 A の項中

「
三 第一種中高層住居専用地域
四 第二種中高層住居専用地域
」を
「
三 田園住居地域
四 第一種中高層住居専用地域
五 第二種中高層住居専用地域
」に改める。

○宮城県告示第二百八十七号

平成二十七年宮城県告示第三百九十号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
二 騒音の規制基準の表備考第一号中「第二種低層住居専用地域」の下に、「田園住居地域」を加える。

○宮城県告示第二百八十八号

平成二十七年宮城県告示第三百九十一号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
第二号の表備考第一号中「第二種低層住居専用地域」の下に、「田園住居地域」を加える。

○宮城県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
セイナ調剤薬局	柴田郡大河原町字町七十番地四	平成三十年三月一日
たかはし歯科診療所	大崎市古川荒谷新小道二十六―一	平成三十年一月十一日
小松こども歯科	富谷市明石台二丁目二十二番地一	平成三十年二月一日

宮城県子ども総合センタ 1附属診療所石巻診療室	石巻市蛇田字新沼田十二番地四街区一画 地	平成三十年三月十五日
名取りんくう整形外科	名取市杜せきのした二―五―一	平成二十八年十一月一日
アイランド薬局大崎古川 店	大崎市古川穂波三丁目七番七号	平成三十年二月一日

○宮城県告示第二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高橋歯科診療所	大崎市古川荒谷新小道二十六―一	平成三十年一月十日
小松こども歯科	富谷市明石台二丁目二十二番地一	平成三十年一月三十一日
アイランド薬局大崎古川 店	大崎市古川穂波三丁目七番七号	平成三十年一月三十一日
宮城県子ども総合センタ 1附属診療所石巻診療室	石巻市東中里一丁目四―三十二	平成三十年三月十四日

○宮城県告示第二百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日

変更前	吉岡ホワイト歯科	黒川郡大和町吉田字高田東四	平成三十年一月六日
変更後		黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目六番地の二	
変更前	吉岡QQクリニック	黒川郡大和町吉田字高田東十一	平成三十年二月一日
変更後	吉岡まほろばクリニック	黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目五番地の四	

○宮城県告示第二百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨届出があった。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所在地	休止年月日
栗原市立鷺沢診療所（歯科）	栗原市鷺沢南郷広面三十八番地一	平成三十年二月二十八日

○宮城県告示第二百九十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二六〇〇二七	Qキャン富谷 富谷市成田四丁目十九番地九	児童発達支援	株式会社マナ ライブ	平成三十年三月一日

○宮城県告示第二百九十四号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成三十年三月二十三日から施行する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の表浜支所の地区）の項中

3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに棒受網を使用し網を引くことを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用して小女子を引くことを目的とする漁業以外の漁業

4. 小型定置漁業

3. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業

4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業並びに棒受網を使用し網を引くことを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用して小女子を引くことを目的とする漁業以外の漁業

5. 小型定置漁業

○宮城県告示第二百九十五号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成三十年三月二十三日から施行する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百二十五条の二に掲げる漁業（はたて貝養殖業）の表中

宮城県第84加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち寄磯の区域
宮城県第85加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区のうち前網の区域
宮城県第84加入区	宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区
宮城県第85加入区	（欠番）

改める。

○宮城県告示第二百九十六号
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区）	小型定置漁業	平成三十年三月十二日	本吉郡南三陸町歌津字港九十三一七 鎌田 富喜 本吉郡南三陸町歌津字港八十五一 阿部 泰嗣	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十三号）第六条に規定する漁業	五人

○宮城県告示第二百九十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平成二十八年宮城県告示第八百五十八号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域の一部を次のとおり変更し、平成三十年三月二十三日から施行する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更する農業振興地域

大崎市に係る農業振興地域

二 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面のとおり

なお、「次の図面」は省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第二百九十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平成十八年宮城県告示第七十七号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年三月二十三日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所に備え

置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加美町のうち次に掲げる区域大字平柳の項を次のように改める。
 大字平柳のうち次に掲げる区域を除く区域

字鹿島三一六番二、三一七、三三〇番二、三三一並びに一に隣接する水路である公有地の全部

加美町のうち次に掲げる区域大字下多田川の全域の項を次のように改める。

大字下多田川のうち次に掲げる区域を除く区域

字浦南一番から二番、三番一、三番二、四番一、四番二、五番から六番及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、字金屋敷一二番、一八番に隣接する水路である公有地の全部並びに

五三番の地先の道路、水路である公有地の全部、字鹿野浦一番一、二番一及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに二番二に隣接する道路、水路である公有地の全部、字上中ノ町一番一、字志田境三三番一、五二番一、五三番、五四番一、七三番一、七四番、七五番一、七六番一及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字志田境浦一番一から一番三、二番、三番一、字甚幸四番一、四番二、七番一、一二番、一六番、一七番及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、字二反田一八番一及び字古館五番一

加美町のうち次に掲げる区域に次のように加える。

大字岩出山南沢のうち、字宮守沢一七番一、二六番から二七番まで、三三番から三八番まで、四〇番一及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部、字桂沢七六番一、七九番一及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

大字古川柏崎字出羽街道のうち、一番一、一九番、二〇番一、三七番一、五四番一、七一番一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

○宮城県告示第二百九十九号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十年三月二十三日から平成三十年四月六日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 申請年月日

平成三十年三月九日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字管の浜六七の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市北上町十三浜字相川八二の五（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字崎山二二五の四（国有林）、字小指三四の一〇から三四の一二まで・三七の三（以上四筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

開上漁港の指定施設（ヨット等の保管施設及び倉庫）及び研修室

二 指定した団体の名称等

1 名称

開上ヨットハーバー管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県セーリング連盟 仙台市太白区郡山六丁目二番五十一号

太平ビルサービス株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 名 気仙沼唐桑線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
A	前A	一一・三	一一・三	一五六・六	Bは、関係図面に表示する
	後A	一一・三	一一・三	一五六・六	
A	前A	一一・三	一一・三	一五六・六	Bは、関係図面に表示する
	後A	一一・三	一一・三	一五六・六	

気仙沼市赤岩下六番一地从先から
同市南郷三番五地先まで

後		敷地の区分をいう。	
B	一三・三 二五・五	一三三・六	

○宮城県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 越河角田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
伊具郡丸森町耕野字小屋館二番二地先から 同郡同町耕野字入大四二番六地先まで		後	前	八・四 一八・九	八・四 一七・四	二二・四	二二・四
		八・四 一七・四	二二・四				

○宮城県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	伊具郡丸森町耕野字小屋館二番二地先から 同郡同町耕野字入大四二番六地先まで	平成三十年 三月二十三日

○宮城県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	弘川町向線	本吉郡南三陸町歌津字田表五番一地先から 同郡同町歌津字白山一〇〇番一地先まで	平成三十年 三月二十五日 午後四時三十分

○宮城県告示第三百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
半福寺沢	土石流	黒川郡大和町鶴巣島屋半福寺（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県仙台土木事 務所
小関沢1	土石流	黒川郡大和町鶴巣幕柳小関前二番（次の図のとおり）		
小関沢2	土石流	黒川郡大和町鶴巣幕柳小関前二番（次の図のとおり）		
下草沢	土石流	黒川郡大和町鶴巣下草下畑（次の図のとおり）		
麓沢1	土石流	黒川郡大和町吉田麓（次の図のとおり）		
麓沢2	土石流	黒川郡大和町吉田麓（次の図のとおり）		
麓沢3	土石流	黒川郡大和町吉田麓（次の図のとおり）		
萩ヶ倉西沢	土石流	黒川郡大和町吉田萩ヶ倉西（次の図のとおり）		

井泥	岩崎	上の山	根柄	馬場	若木	町裏	麓上	2 乳母神沢1	1 乳母神沢1	高山沢	中山沢	下小野沢	山下沢	荒井沢1	小野沢	太田沢1	間保堂西沢	2 荻ヶ倉東沢	1 荻ヶ倉東沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
黒川郡大和町落合字井泥（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合字岩崎（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合字上の山（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合字根柄（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合字馬場（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合相川字若木（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉岡字町裏（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田麓上（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合報恩寺乳母神（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合報恩寺乳母神（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床高山（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床中山（次の図のとおり）	黒川郡大和町小野下小野（次の図のとおり）	黒川郡大和町小野山下（次の図のとおり）	黒川郡大和町小野釜ヶ入（次の図のとおり）	黒川郡大和町小野荒井（次の図のとおり）	黒川郡大和町鶴巣太田櫛沢西（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田間保堂西（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田荻ヶ倉東（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田荻ヶ倉東（次の図のとおり）

西ノ入の1	下向田	上向田	上桜ノ木	1 上犬ヶ沢の	二反目の1	郷田二番	2 郷田一番の	大道測沢	馬場の1	檜木沢一番	迫	四辻	笹倉	戸崎の2	戸崎の1	松倉	立輪の2	立輪の1	下小路
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
富谷市明石西ノ入（次の図のとおり）	富谷市明石下向田（次の図のとおり）	富谷市明石上向田（次の図のとおり）	富谷市明石上桜ノ木（次の図のとおり）	富谷市明石上犬ヶ沢（次の図のとおり）	富谷市明石二反目（次の図のとおり）	富谷市西成田郷田二番（次の図のとおり）	富谷市西成田郷田一番（次の図のとおり）	富谷市石積大道測（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合相川字馬場（次の図のとおり）	黒川郡大和町鶴巣大平字檜木沢一番（次の図のとおり）	黒川郡大和町鶴巣下草字迫（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床字四辻（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床字笹倉（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床字戸崎（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床字戸崎（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床字松倉（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田立輪（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田立輪（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床字四辻（次の図のとおり）

太田西原沢	横山	八手庭	大沢	館内沢	土屋沢	角力沢	丸森一番	1 瀬戸ヶ沢の	仏所の1	朽木沢の2	朽木沢の1	狸屋敷	栃木沢の3	栃木沢の2	栃木沢の1	仏所の2	向陽台の2	西ノ入の3	西ノ入の2
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
栗原市築館西原（次の図のとおり）	巨理郡山元町大平字横山（次の図のとおり）	巨理郡山元町八手庭字屋敷（次の図のとおり）	巨理郡山元町八手庭字大沢（次の図のとおり）	巨理郡山元町大平字館ノ内（次の図のとおり）	富谷市穀田土屋沢（次の図のとおり）	富谷市穀田角力沢（次の図のとおり）	富谷市穀田丸森一番（次の図のとおり）	富谷市今泉瀬戸ヶ沢（次の図のとおり）	富谷市富谷仏所（次の図のとおり）	富谷市富谷朽木沢（次の図のとおり）	富谷市富谷朽木沢（次の図のとおり）	富谷市富谷狸屋敷（次の図のとおり）	富谷市富谷栃木沢（次の図のとおり）	富谷市富谷栃木沢（次の図のとおり）	富谷市富谷栃木沢（次の図のとおり）	富谷市富谷仏所（次の図のとおり）	富谷市東向陽台一丁目（次の図のとおり）	富谷市明石西ノ入（次の図のとおり）	富谷市明石西ノ入（次の図のとおり）
次の図のとおり																			
宮城県土木部防災砂防課及び宮防																			

下沢口	五輪	沢口二番	新山二番	山下の沢	山下	大沢の2	大沢の1	大仏	西谷地	南小山	町	深沢2	深沢1	深沢3	滝沢	大町沢	深渡戸沢	2 照越上ノ沢	1 照越上ノ沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
加美郡色麻町小栗山字五輪（次の図のとおり）	加美郡色麻町小栗山字五輪（次の図のとおり）	加美郡色麻町王城寺字沢口二番（次の図のとおり）	加美郡色麻町高根字新山二番（次の図のとおり）	加美郡色麻町小栗山字上沢口（次の図のとおり）	栗原市築館上宮野山下（次の図のとおり）	栗原市築館富大沢（次の図のとおり）	栗原市築館富大沢（次の図のとおり）	栗原市築館下宮野大仏（次の図のとおり）	栗原市築館横須賀西谷地（次の図のとおり）	栗原市築館高田二丁目（次の図のとおり）	栗原市築館下宮野町（次の図のとおり）	栗原市栗駒深沢（次の図のとおり）	栗原市栗駒深沢（次の図のとおり）	栗原市栗駒深沢（次の図のとおり）	栗原市栗駒滝沢（次の図のとおり）	栗原市栗駒大町（次の図のとおり）	栗原市栗駒深渡戸（次の図のとおり）	栗原市築館上ノ沢（次の図のとおり）	栗原市築館上ノ沢（次の図のとおり）
				次の図のとおり															
				宮城県土木部防災砂防課及び宮防															
				務所															
				務所															

入	白坂	六角	戸ノ内	女蔵	清水	関本	下地替地	北向入	宮前	朴木坊	尼沢	西坂元の1	小田小路の1	入沢	大畑沢	音見坂沢	南東沢	白坂沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡柴田町上川名字入（次の図のとおり）	柴田郡柴田町葉坂字白坂（次の図のとおり）	柴田郡柴田町葉坂字六角（次の図のとおり）	柴田郡柴田町葉坂字戸ノ内、字六角（次の図のとおり）	柴田郡柴田町葉坂字女蔵（次の図のとおり）	柴田郡柴田町上川名字清水（次の図のとおり）	柴田郡柴田町入間田字関本（次の図のとおり）	柴田郡柴田町葉坂字下地替地（次の図のとおり）	柴田郡柴田町葉坂字北向入、字原坂、字日向入（次の図のとおり）	柴田郡柴田町葉坂字宮前（次の図のとおり）	柴田郡柴田町成田字朴木坊（次の図のとおり）	柴田郡柴田町成田字尼ヶ沢（次の図のとおり）	柴田郡柴田町成田字西坂元、字尼ヶ沢（次の図のとおり）	柴田郡柴田町船迫字小田小路、字神ノ前（次の図のとおり）	柴田郡柴田町上川名字入、字江坪、字大坂、字極沢、字寄節、字塩脇（次の図のとおり）	柴田郡柴田町入間田字大畑、字田中、字四柄内、字畑中、字本屋敷、字樋口（次の図のとおり）	柴田郡柴田町葉坂字音見坂（次の図のとおり）	柴田郡柴田町葉坂字南東（次の図のとおり）	柴田郡柴田町葉坂字棧敷場（次の図のとおり）
次の図のとおり																		
宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県大河原土木 事務所																		

押茂	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町上川名字押茂（次の図のとおり）
坂本前	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町四日市場字坂本前（次の図のとおり）
上泥田の1	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町船迫字上泥田（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
 第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
幕柳沢	土石流	黒川郡大和町鶴巣幕柳砂子田三番（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
小関沢3	土石流	黒川郡大和町鶴巣幕柳小関前二番（次の図のとおり）	
日光沢	土石流	黒川郡大和町鶴巣北目大崎宮ノ沢三番（次の図のとおり）	
六角沢	土石流	黒川郡大和町吉田六角（次の図のとおり）	
難波沢2	土石流	黒川郡大和町宮床難波（次の図のとおり）	
立輪沢	土石流	黒川郡大和町吉田立輪（次の図のとおり）	
1 太田沢2	土石流	黒川郡大和町鶴巣太田溜沢西（次の図のとおり）	
2 太田沢2	土石流	黒川郡大和町鶴巣太田溜沢西（次の図のとおり）	
荒井沢2	土石流	黒川郡大和町小野荒井（次の図のとおり）	
綱木沢	土石流	黒川郡大和町宮床綱木（次の図のとおり）	

大角	地すべり	黒川郡大和町落合松坂（次の図のとおり）	
下向田沢	土石流	富谷市明石下向田（次の図のとおり）	
小斎峠	地すべり	巨理郡山元町坂元（次の図のとおり）	
照越道源沢	土石流	栗原市築館道源（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所
大平沢	土石流	栗原市栗駒大平（次の図のとおり）	
町浦	急傾斜地の崩壊	栗原市築館下宮野町（次の図のとおり）	
桑畑の沢	土石流	加美郡色麻町小栗山字上山下（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
原坂沢3	土石流	柴田郡柴田町葉坂字北向入、字寺前、字日向入（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
又振沢	土石流	柴田郡柴田町入間田字又振、字沢田（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百九号

塩竈市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 藤倉二丁目地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散について、次のとおり認可した。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
中央一丁目十四・十五番地区市街地再開発組合
- 二 事務所の所在地
石巻市中央一丁目十四番五号

- 三 設立認可の年月日
平成二十六年三月十八日

- 四 解散認可の年月日
平成三十年三月十五日

○宮城県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
塩竈市

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 名称 港町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

- 1 取用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業認可（平成二十九年三月三十一日宮城県告示第三百三十九号）の事業地のうち、

宮城県巨理郡山元町坂元字町東地内において事業地の一部を変更する。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十三日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

塩竈市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和三十四年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和三十四年三月三十一日

から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十三日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

巨理町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

巨理都市計画下水道事業

2 名称

巨理町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十五年二月二十二日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十五年二月二十二日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
七ヶ浜町
- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
仙塩広域都市計画下水道事業
- 2 名称
七ヶ浜町流域関連公共下水道

三 事業施行期間
「昭和五十三年十月十三日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年十月十三日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

- 四 事業地
- 1 取用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第三百十六号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
大衡村

- 二 都市計画事業の種類及び名称
- 1 種類
仙塩広域都市計画下水道事業
- 2 名称
大衡村流域関連特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間
「平成元年二月三日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成元年二月三日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 取用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第三百十七号
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一第三号の表株式会社三菱東京UFJ銀行の項中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。
別表第二第四号を次のように改める。

- 四 株式会社三菱UFJ銀行

附 則
この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件の名称及び数量 次期情報通信ネットワーク構築・移行・運用保守・機器賃貸借業務一式

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書、仕様書及び提案書作成要領による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成三十五年九月三十日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁 ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本調達は、本業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体

(以下「企業連合」という)、単独企業又は個人による総合評価一般競争入札とする。
 なお、企業連合の結成は自主結成とし、この場合は「次期情報通信ネットワーク構築・移行・運用保守・機器賃貸借業務に関する包括的業務委託企業連合協定書」(様式四)を参考に協定を締結すること。

入札に参加する者は、下記の要件をすべて満たし、宮城県知事の総合評価一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿(以下「登録簿」という)に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及

び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
 8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。
 9 次に掲げるすべての認定を有していること。

(一) ISO9001(品質マネジメントシステム規格)の認定を有していること。
 (二) プライバシーマーク制度又はISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム規格)の認定を有していること。
 10 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。
 (二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。
 ※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独で本入札に重複して参加することができない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 東松島市矢本字太子前百四番三、百五番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 仙台市太白区富沢南二丁目一番地の一 クイール
 ナル斎藤五百一
 木村 秀
 木村 公美

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十九号
 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、平成三十年三月十三日以降無効とする。
 平成三十年三月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

記

証票番号	㊦ 第一号S〇〇五
------	-----------

証票番号	㊦ 第一号S〇〇五
------	-----------

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第5号
 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成30年3月23日
 宮城県公安委員長 森山 博
 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則
 警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第2（第3条関係）
 駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
石巻警察署	野蒜駐在所	東松島市野蒜字南谷畠49番地
	牡鹿駐在所	石巻市鮎川浜湊川34番地
(略)		
南三陸警察署	戸倉駐在所	本吉郡南三陸町戸倉字折立38番地
	(略)	
亶理警察署	荒浜駐在所	亶理郡亶理町荒浜字御狩屋102番地
	坂元駐在所	亶理郡山元町坂元字大谷地地内

別表第3（略）
 別表第4（第4条関係）
 仙台中央警察署～塩釜警察署（略）
 岩沼警察署

名称	受持区域
岩沼市のうち	岩沼市のうち押分（須賀原を除く）、里の杜一丁目から里の杜

別表第2（第3条関係）
 駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
石巻警察署	野蒜駐在所	東松島市野蒜字丘二丁目12番地1
	牡鹿駐在所	石巻市鮎川浜清崎山6番地7
(略)		
南三陸警察署	戸倉駐在所	本吉郡南三陸町戸倉字油田53番地58
	(略)	
亶理警察署	荒浜駐在所	亶理郡亶理町荒浜字我妻49番地5
	坂元駐在所	亶理郡山元町坂元字町東1番地12

別表第3（略）
 別表第4（第4条関係）
 仙台中央警察署～塩釜警察署（略）
 岩沼警察署

名称	受持区域
岩沼市のうち	岩沼市のうち押分（須賀原を除く）、里の杜一丁目から里の杜

早股駐在所	三丁目まで、玉浦西一丁目から玉浦西四丁目まで、寺島、早股、恵み野一丁目から恵み野三丁目まで
下野郷駐在所	岩沼市のうち 押分(須賀原)、空港西一丁目、空港南一丁目から空港南五丁目まで、下野郷
(略)	

大和警察署

名称	受持区域
署所在地交番	黒川郡大和町のうち まいの一丁目(1番から7番まで)、吉岡____、吉岡東一丁目から吉岡東三丁目まで、____、吉岡南一丁目から吉岡南三丁目まで、吉田(北谷地、北要害、新要害、南要害、要害川原、高田、高田東、高田西、高田下原、東五福院、南五福院、上五福院、南谷地、西風、上檜木、下檜木、中檜木、 <u>檜木及び檜木川原</u>)
(略)	
黒川郡大和町のうち 吉田(北谷地、北要害、新要害、南要害、要害川原、高田、高田東、高田西、高田下原、東五福院、南五福院、上五福院、南谷地、西風、上檜木、下檜木、 <u>中檜木、檜木及び</u>	吉田駐在所

早股駐在所	三丁目まで、玉浦西一丁目から玉浦西四丁目まで、寺島、早股、恵み野一丁目から恵み野三丁目まで
下野郷駐在所	岩沼市のうち 押分(須賀原)、空港西一丁目、空港南一丁目から空港南六丁目まで、下野郷
(略)	

大和警察署

名称	受持区域
署所在地交番	黒川郡大和町のうち まいの一丁目(1番から7番まで)、吉岡、吉岡天皇寺東、吉岡東一丁目から吉岡東三丁目まで、吉岡まほろば一丁目、吉岡まほろば二丁目、吉岡南一丁目から吉岡南三丁目まで、吉田(北谷地、北要害、新要害、南要害、要害川原、高田、高田東、高田西、高田下原、東五福院、南五福院、上五福院、南谷地、西風、上檜木、下檜木、 <u>中檜木、檜木及び檜木川原</u>)
(略)	
黒川郡大和町のうち 吉田(北谷地、北要害、新要害、南要害、要害川原、高田、高田東、高田西、高田下原、東五福院、南五福院、上五福院、南谷地、西風、 <u>上檜木、下檜木、中檜木、檜木及び</u>	吉田駐在所

檜木川原を除く。 (略)	檜木川原を除く。 (略)
石巻警察署～亶理警察署 (略)	石巻警察署～亶理警察署 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表第4の改正規定は公布の日から、別表第2南三陸警察署の項の改正規定は平成30年3月24日から、同表亶理警察署の項の改正規定は同年4月1日から、同表石巻警察署の項の改正規定は同月9日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第6号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

宮城県公安委員長 森山 博

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第6号を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条関係)

路 線 名	区 間
東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成片馬合手納地内岩手県境まで
東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字石輪地内山形県境まで
常磐自動車道	亶理郡山元町坂元字館野丙31番7先から亶理郡亶理町遠隈中泉字新田39番1先まで
一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から栗原市志波船堀口沖408番1先まで
一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から岩沼市藤波二丁目7番1先まで
一般国道6号複線(38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から亶理郡山元町大平字新平98番3先まで

一般国道6号複線 (仙台北部道路)	亶理郡亶理町逢隈生袋字北新丁19番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二本西26番1先から 仙台市太白区茂庭字人來田中67番1先まで
一般国道45号	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字清太原12番先まで
一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2先から 本吉郡南三陸町戸倉字転石44番1先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	本吉郡南三陸町志津川字十日町1番先から 気仙沼市松川149番先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から 本吉郡南三陸町歌津字皿貝無番地先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	気仙沼市本吉町九多丸34番1先から 気仙沼市松崎高谷47番1先まで
一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から 大崎市鳴子温泉字温泉33番4先山形県境まで
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 富谷市富谷原内63番8先まで
一般国道108号	亶田郡通谷町字下道78番1先(南向側)から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
一般国道108号	大崎市古川鶴ヶ塚字新江南20番2先から 大崎市古川旭六丁目4番1先まで
一般国道108号	大崎市鳴子温泉鬼首字田野13番2先から 大崎市鳴子温泉鬼首字軍沢岳地内秋田県境まで
一般国道115号相馬福島道路 (東北中央自動車道)	伊具郡丸森町掌甫字下南山26番1先から 伊具郡丸森町掌甫字下南山26番1先まで
一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで
一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から 柴田郡川崎町大字今宿字右橋33番1先まで
主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から 黒川郡大和町落合舞野字沙戸東95番3先まで

主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先から 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2先から 宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで
主要地方道大和松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
主要地方道塩釜亶理線	黒川郡大和町鶴巣北日大崎字吉原河瀬66番2先から 宮城郡松島町初原字原1番10先まで
主要地方道塩釜亶理線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで
主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野四丁目6番先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1先まで
主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
主要地方道塩釜亶理線	名取市関上一丁目無番地先から 名取市下野郷字新田1番2先まで
主要地方道塩釜亶理線	亶理郡亶理町荒浜字篠子橋6番1先から 亶理郡亶理町字日館61番21先まで
主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目75番地先から 塩竈市港町二丁目127番地先まで
主要地方道亶理大和河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字皮町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市植松字新橋105番1先まで
主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁目の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩竈市港町一丁目75番地先まで
主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北総ヶ懐3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1先まで
主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで
主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩竈市青岬町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで

主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市栄四丁目13番3先まで
一般県道岩沼浜浜緑地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで
一般県道関上港線	名取市小塚原字西中塚41番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで
一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
一般県道今市福田線	仙台市宮城野区中野一丁目5番13先から 仙台市宮城野区岩切字今市東120番1先まで
一般県道大和幡谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑5番2先から 黒川郡大郷町山崎字深町39番1先まで
一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
一般県道石巻港インター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字八反谷地50番1先まで
一般県道泉ヶ丘熊ヶ根線	仙台市泉区明通四丁目1番1先から 仙台市泉区七北田字大沢六ヶ沢17番先まで
一般県道亘理インター線	亘理郡亘理町逢隈中泉字大原236番地先から 亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁20番2先まで
一般県道利府岩切停車場線	宮城県利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城県利府町神谷沢字化郷坂66番1先まで
一般県道仙台名取線	名取市種松字人生341番1先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
市道定輝寺通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで
市道西公園通線	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先まで
市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区苫竹四丁目8番11先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1先から 仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目67番6先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区苫竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区苫竹三丁目5番4先まで

市道日ノ出町1号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番7先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目1番21先まで
市道日ノ出町3号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目4番1先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目6番9先まで
市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区日の出町二丁目2番22先から 仙台市宮城野区日の出町二丁目3番8先まで
市道原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先 (北西角) から
市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番先 (南東角) まで
市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目24番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
市道荒巻大和町線	仙台市泉区明通三丁目51番37先から 仙台市泉区明通四丁目1番1号先まで
市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木三丁目226番2先まで
市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字釜藤曾根71番1先まで
市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から 岩沼市吹上二丁目15番1先まで
市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字新大同159番1先から
市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同422番1先まで 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から
市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
市道矢野日相野釜線	岩沼市下野郷字釜沼6番8先から 岩沼市空港南四丁目2番2先まで

市道空港三軒茶屋線	岩沼市空港南四丁目2番2先から 岩沼市下野郷字新相野谷地1番1先まで
町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
町道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで 柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで
町道山下大江線	黒川郡大和町小野字明通8番4先から 黒川郡大和町小野字明通8番4先まで
町道味明雄子喰線	黒川郡大郷町羽生字高屋敷1番1先から 黒川郡大郷町羽生字中の町19番1先まで
臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼地12番地の2先まで
臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目29先から 仙台市宮城野区港一丁目34先まで
港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から 石巻市三河町8番3先まで
港湾道路東一号線	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで

様式第18号及び様式第19号を次のように改める。

様式第18号 (第15条関係)

安全運転管理者証

第 号

事 業 所

氏 名

上記の者は、道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者であることを証する。

年 月 日

宮城県公安委員会 印

様式第19号 (第15条関係)

副安全運転管理者証

第 号

事 業 所

氏 名

上記の者は、道路交通法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者であることを証する。

年 月 日

宮城県公安委員会 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前にされた安全運転管理者等の選任の届出により交付する書面の様式は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の様式のものを用いる。

○宮城県公安委員会告示第36号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成30年3月23日

宮城県公安委員長 森山 博

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者	平成30年5月9日から 平成30年6月29日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成30年5月9日から 平成30年6月29日まで	宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車第一種免許に係る技能検定員となる者又は教習指導員の資格を自動車安全運転センターで平成29年、30年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の一部科目が免除となる者	平成30年5月9日から 平成30年6月29日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成30年3月23日 (金) から平成30年4月13日 (金) までの午前8時30分から午後5時15分まで (土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成30年3月23日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

宮城県海区漁業調整委員会

○宮城県海区漁業調整委員会公示第十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により公聴会を開催する。

平成三十年三月二十三日

宮城県海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	対象地区
平成三十年四月十日 午前十時から 午後零時まで	石巻市蛇田字新沼田十二番地 四 街区一画地 石巻合同庁舎二〇一、二〇二会議室	石巻市北上町十三浜から石巻市十八成浜まで
平成三十年四月十日 午後一時から 午後三時まで	石巻市蛇田字新沼田十二番地 四 街区一画地 石巻合同庁舎二〇一、二〇二会議室	石巻市小浜浜から石巻市魚町まで
平成三十年四月十一日 午後一時から 午後三時まで	塩竈市新浜町一丁目十三番一号 地方卸売市場塩竈市魚市場大会議室	東松島市から山元町まで
平成三十年四月十二日	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七番地六	気仙沼市から南三陸町まで

午後一時から
午後三時まで

号
気仙沼合同庁舎大会議室

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第十一条第四項の規定による定置漁業権、区画漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百条第四項の規定により、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

平成三十年三月二十三日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

- (1) 汚染水域由来でないこと。
- (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面

に遺棄してはならない。

4 適用除外

1から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面